

危機管理マニュアル1

学生・教職員等の派遣前における危機管理

[大学が、学生・教職員等に行うこと]

1. 派遣前オリエンテーション等の実施

大学は、学生・教職員（渡航者）に対し、渡航者が「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、渡航先の治安状況等に関する十分な知識を身に付け、危機を未然に回避できるよう、また危機に遭遇した際の対応方法を把握させるため、派遣前オリエンテーション等を通じ、以下の1-1～1-7の点について、指導・助言し、啓発を行わなければならない。

また、危機管理の専門家を招き、渡航前の危機管理意識の高度化を図るための危機管理セミナーや説明会等を開くことが望ましい。

1-1 派遣先（国）に関する情報把握

大学は、渡航者に対し、「外務省海外安全ホームページ」や在外公館、厚生労働省の「感染情報」や「FORTH (For Traveler's Health) 海外で健康に過ごすために」等のオンライン情報により、派遣先（国）の動向（テロ、自然災害、流行病等）や危険度・危機情報等、最新の情報を収集する方法や活用法について説明し、危機事象の回避や、万が一危機に遭遇した際の行動について把握させなければならない。

また、派遣先（国）の風俗習慣、式祭典の特徴や性倫理等の文化的差異や対日感情、日本人に対するイメージ及び待遇の傾向についても留意させること。

1-2 連絡体制の確認

大学は、渡航者に対し、危機に遭遇した際の、本学及び関係機関への連絡体制「海外留学時等の危機管理体制（別表1）」を確認し、必要事項を記入させること。とくに学生には、保護者にも当該連絡体制を知らせるよう指導すること。

特に身体が危険にさらされるような事態に巻き込まれた場合には、現地の在外公館に援護を求めることが重要であることを説明し、渡航先の在外公館の連絡先を確認させること。

1-3 海外渡航届・承諾書の提出

大学は、学生に対し、留学・研修などの渡航期間、渡航場所、滞在場所、連絡先、渡航先大学指導教員等について明記した「海外渡航届（様式1）」を、必ず国際課に提出させること。渡航後の計画変更や渡航中の休暇を利用した一時的な旅行等についても、大学（国際課）に連絡するよう指導すること。

本学の事業として実施する海外派遣プログラム（海外留学・実務訓練（海外）・海外インターンシップ等）に参加する学生には、保護者にもプログラム内容を説明・理解させた上で、派遣の承諾書（様式2）を必ず派遣担当者に提出させること。

1-4 近況報告書・終了報告書等の提出

長期間の海外派遣プログラムにおいては、大学は、渡航者の派遣期間中の安否確認、状況の把握のため、派遣期間中及び終了後に、報告書等の提出を求めることが望ましい。

1-5 保険等への加入

大学は、渡航学生に、海外旅行保険・留学保険等への加入を義務付けること。なお、本学が指定する海外派遣プログラム参加学生には、原則、全学生が加入する「学生教育研究災害傷害保険（以下、「学研災」）に付帯する「海外留学保険（以下、「付帯海学」）」に加入させるとともに危機管理サポート会社のサービスに加入させ、以下の事項に留意させること。

- ・ 必ず事前に補償内容（補償対象の事由及び免責事項）を確認すること。とくに既往症については、通常、海外旅行保険・留学保険等では補償されない点に留意すること。また、保険内容について、保護者の確認も得ること。
- ・ クレジット・カードに自動付帯する保険では補填されないケースが多く、十分ではないこと。
- ・ 「付帯海学」に加入する指定プログラム以外の渡航に際しても、教員の指導下にある正課の一環として派遣される場合は、「学研災」が適用される。ただし、「学研災」がカバーするのは正課中の事故等に限られ、移動中や休暇中の疾病や怪我についてはカバーされないため、渡航時に別途保険に加入する必要がある。

1-6 健康管理

大学は、渡航者に、自身の健康状態を確認させ、とくに渡航期間が1か月を超え、既往症のある学生には、必ず医療機関による診断を受けさせ、渡航に問題がないか確認させなければならない。

また、派遣先（国）で流行している感染症や、罹患しやすい疾病・風土病の有無を確認し、ある場合は、予防接種を受ける等の指導を行わなければならない。

また、渡航者が、留学や研修、出張に耐えうる健康状態であることを確認し、無理をして留学した場合に生じる問題について十分な説明を行い、留学に伴う心理的なストレスが生じた場合は、対応の窓口にご相談するよう指導しなければならない。

1-7 「たびレジ」への登録・在留届

大学は、渡航者に対し、目的に関わらず、3ヶ月未満滞在の場合は「たびレジ※」に登録し、3ヶ月以上滞在の場合は、現地の在外公館に「在留届」を提出するよう指導すること。

※たびレジ：渡航先の最新の安全情報が日本語で届く外務省の無料メール配信サービス

2. 派遣前に大学が想定すべき危機管理費用

大学は、危機発生に備え、必要となる費用を支弁するための保険に加入しなければならない。なお、本学は、すでに「国立大学法人総合損害保険」の「総合賠償責任保険特約」「国際交流

活動対応費用補償特約」に加入しているが、備えているのは、あくまで大学が負担する賠償責任や大学の対応費用であり、個人に対する支払いはない。

危機発生時の渡航者本人にかかる費用への備えとしては、渡航者本人による海外旅行保険・留学保険等への加入が不可欠である。

3. その他留意点

3-1 留学・研修の申請書における留意点

大学は、本学の事業として実施する海外派遣プログラムの参加者に対しては、プライバシーに配慮しながらも、申請書等に「健康状態欄」を設け、既往症、持病、アレルギー、精神的な病気を含めて記入させることが望ましい。また、必要に応じ、診断書や医師からの証明書を別途提出させることが望ましい。

3-2 学生が私的に行う海外活動における留意点

大学は、学生が私的に海外活動を行う場合であっても、渡航期間や渡航場所、滞在場所、連絡先等を明記した「海外渡航届（様式1）」を提出させ、学生の動向を常に把握できる体制を取ることが望ましい。

3-3 協定締結の際の留意点

本学が外国の大学等と学術交流・学生交流協定などを締結する際は、交流に伴う危機発生時、すみやかに相手先と協力が得られる方策をあらかじめ講じておくことが望ましい。

3-4 6か月以上教職員を用務等で海外派遣する場合

大学は、「労働安全衛生法」により、用務等で6ヶ月以上、教職員を海外に派遣する場合は、大学として健康診断を受診させる必要がある。6ヶ月以上の研修計画が決定次第、すみやかに総務課職員係に連絡し、渡航者に健康診断を受診させなければならない。

3-5 各担当部署で行う派遣前オリエンテーションの実施について

各担当部署が行う個々の渡航プログラムについては、国際交流センター、国際課等の協力を得て、派遣前に適宜オリエンテーションを行うことが望まれる。